

## 2 帯広大谷短期大学介護福祉士学校規則

(趣旨)

**第1条** 帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）は、本学学則（昭和35年4月1日施行。以下「学則」という。）に則り、介護福祉士の養成に関し、介護福祉士学校規則（以下「規則」という。）を定める。

2 この規則に定めるもの以外は、帯広大谷短期大学学則（以下「学則」という。）によるものとする。

(目的)

**第2条** 学則第1条の教育目的と共に介護福祉の有資格者を養成することを目的とする。

(名称)

**第3条** 養成する課程の名称を、帯広大谷短期大学社会福祉科介護福祉専攻（以下「養成課程」と称する。

(位置)

**第4条** 養成課程を、北海道河東郡音更町希望が丘3番地3に置く。

(修業年限)

**第5条** 養成課程の修業年限は、2か年とする。ただし、在学期間は、通算4か年を超えてはならない。

(学生定員、学級数)

**第6条** 養成課程の学生定員及び学級数は、次のとおりとする。

|      |         |
|------|---------|
| 入学定員 | 20名     |
| 総定員  | 40名     |
| 学級数  | 1学年 1学級 |

(授業科目)

**第7条** 授業科目は、学則第25条第2項別表第2の(1)及び(5)、並びに同第36条第8項の別表第3の(5)のとおり定める。

2 各科目の授業時間に係わる単位数の計算は、学則第28条第1項第1号から第4号の規定による。ただし、学則第28条第1項第2号のただし書きは、適用しない（教養科目を除く）。

(単位の修得)

**第8条** 養成課程の学生は、学則第32条第1項第4号に規定する卒業単位を満たし、介護福祉士学校指定規則別表第4の定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

(他の養成施設における授業科目等の履修等)

**第8条の2** 学生が、他の介護福祉士養成施設において履修した授業科目の内容を、本学が本学の教育内容に相当するものと認めるときは、総履修時間の2分の1以内で、本学における授業科目の履修とみなし、学則第39条第3項の規定の範囲内で、単位を与えることができる。

(他資格に係る養成を行う学校における授業科目等の履修等)

**第8条の3** 学生が、他資格に係る養成を行う学校において履修した授業科目の内容を、本学が本学の教育内容に相当するものと認めるときは、領域「介護」に係る授業科目を除き、本学における授業科目の履修とみなし、学則第39条第3項の規定の範囲内で、単位を与えることができる。

(学年、学期、休業日、入学時期)

**第9条** 学年、学期、休業日及び入学時期については、学則第5条から第7条を準用する。

(入学資格)

**第10条** 入学資格については、学則第9条を準用する。

(入学者の出願及び選考)

**第11条** 入学者の出願及び選考については、学則第10条及び第11条を準用する。

(入学手続)

**第12条** 入学手続については、学則第12条及び第13条を準用する。

(休学、復学、転科、転入学、再入学、留学、自己都合による退学、除籍、復籍及び懲戒)

**第13条** 休学、復学、転科、転入学、再入学、留学、自己都合による退学、除籍、復籍及び懲戒については、学則第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条を準用する。

2 学則第18条第1項の転入学については、これを適用しない。

(成績考査)

**第14条** 成績考査については、学則第29条及び第30条を準用する。

2 前項の規定のほか、介護実習の出席時間が学則第36条第8項の別表第3の(5)に定める時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の履修は認定しない。

3 第1項の規定のほか、学則第25条第2項別表第2の(1)及び(5)、並びに同第36条第8項の別表第3の(5)に掲げる各科目（介護実習を除く）の出席時間数が同表に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定はしない。

4 卒業時には、社団法人日本介護福祉士養成施設協会主催の卒業時共通試験を実施する。

5 医療的ケアの基本研修（社会福祉士介護福祉士学校指定規則に規定する別表第4備考2に規定する講義及び演習）を修了した者には、「基本研修修了証明書」を発行する。

(卒業)

**第15条** 学則第32条第1項第4号及び同第36条第8項の規定により単位を修得した者を卒業とする。

2 卒業した者は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定により、介護福祉士の登録を有する。

(入学検定料、入学金、授業料、実習費等)

**第16条** 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等については、学則第40条から第48条を準用する。

(教職員の組織等)

**第17条** 教職員の組織等については、学則第49条から第50条を準用する。

(表彰)

**第18条** 表彰については、学則第56条を準用する。

(規則の改正)

**第19条** この規則の改正は、短期大学運営会議の議を経て、理事会の承認を必要とする。

## 附 則

1 この規則は、平成元年4月1日から実施する。

## 附 則

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。ただし、平成 6 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。ただし、平成 12 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 21 年度の入学生から適用し、平成 21 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
ただし、平成 24 年度において介護福祉専攻の総定員及び学級数は、第 6 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

総 定 員                      120 名

学 級 数                      3 学級

(1 年次 1 学級、2 年次 2 学級)

- 2 この規則は、平成 24 年度の入学生から適用し、平成 24 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

**附 則**

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 25 年度の入学生から適用し、平成 25 年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

**附 則**

- 1 この規則は、2013（平成 25）年 9 月 26 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、2014（平成 26）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、2014（平成 26）年度の入学生から適用し、2014（平成 26）年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

**附 則**

- 1 この規則は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則は、2015（平成 27）年度の入学生から適用し、2015（平成 27）年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

**附 則**

- 1 この規則は、2017（平成 29）年 4 月 1 日から施行する。

ただし、2017（平成 29）年度において介護福祉専攻の総定員及び学級数は、第 6 条の規定にかかわらず、  
次のとおりとする。

|       |      |
|-------|------|
| 総 定 員 | 70 名 |
| 学 級 数 | 2 学級 |

- 2 この規則は、2017（平成 29）年度の入学生から適用し、2017（平成 29）年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、2023（令和 5）年 4 月 1 日から施行する。

ただし、2023（令和 5）年度において介護福祉専攻の総定員数は、第 6 条の規定にかかわらず、  
次のとおりとする。

|       |      |
|-------|------|
| 総 定 員 | 50 名 |
|-------|------|

- 2 この規則は、2023（令和 5）年度の入学生から適用し、2022（令和 4）年 3 月 31 日現在在学する学生は、従前の規則とする。

### 3. 帯広大谷短期大学における授業の欠席に関する取扱いについて

- この取扱いは、帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）の学生の「不利益の生じない欠席」に関する取扱いについて定め  
ることを目的とする。
- この取扱いにおける「不利益の生じない欠席」とは、必要に応じて配慮を求めることのできる欠席であり、出席扱いにはならない。
- 本学の学生が、下表の④の場合を除き別に定める欠席届を提出し、又は欠席の事前連絡がなされた上で、次の各号の事由に該当し出席することができない場合に「不利益の生じない欠席」扱いとし、日数は下記のとおりとする。

| 欠 席 事 由                                                                                             | 取 扱                     |                                                            | 必要書類他                       | 備考                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------|
|                                                                                                     | 授業                      | 試験                                                         |                             |                      |
| ①親族（３親等以内）の死亡による忌引<br>a. 一親等（父、母、子） 7 日以内<br>b. 二親等（きょうだい、祖父、祖母） 3 日以内<br>c. 三親等（曾祖父母、おじ、おば、甥姪） 1 日 | 不利益の生じない欠席（出席扱いとはなりません） | 後、追試験の生じない欠席（この届出と必要書類を提出した<br>後、追試験の手続き（無料）を行うと追試験が受けられる） | ●葬儀日程が分かる印刷物                | 事前の電話連絡が必要           |
| ②学校保健法施行規則に規定する感染症に罹患したとき                                                                           |                         |                                                            | ●医療機関発行の診断書又は書類             | 事前の電話連絡が必要           |
| ③自然災害や公共交通機関不通のとき                                                                                   |                         |                                                            | ●当該交通機関発行の事故・遅延証明書          | 事前の電話連絡が必要           |
| ④学外実習（事前訪問を含む）                                                                                      |                         |                                                            | ●実習の出勤簿<br>●事前訪問証明書         | 事務局で左記用紙を渡すため事前に届出提出 |
| ⑤課外活動において全国大会以上の大会に出場するとき                                                                           |                         |                                                            | ●当該大会のプログラム又は参加を証明する文書      | 事前に届出提出              |
| ⑥就職または進学のための受験（移動は含まない）                                                                             |                         |                                                            | ●受験証明書                      | 事務局で左記用紙を渡すため事前に届出提出 |
| ⑦裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合                                                                        |                         |                                                            | ●呼出状                        | 事前に届出提出              |
| ⑧その他、正当な理由として学長が認めた事項                                                                               |                         |                                                            | ●受験できなかった理由を証明する文書又は証明可能な書類 | 事前に届出提出              |

- 上表の④の学外実習は、学科長から実習名、期間、参加者数、参加者氏名、実習先（施設名・住所・連絡先他）等の記載した文書を事務局に予め提出するものとする。
- 「不利益の生じない欠席」には、やむを得ない場合を除き欠席届が事前に提出されていることを必要とする。なお、証明する書類については事後でもよい。
- 上記3における日数は、④の場合を除き休日を含むものとする。また、④については、遠隔のために移動を要する場合、往復に掛る時間を考慮する。
- 上記3の日数欄にある必要と認めた日数は、副学長（教育・研究担当）が決めるものとする。
- 「不利益の生じない欠席」は通常の欠席回数に含むものとする。なお、「不利益の生じない欠席」の回数にかかわらず、当該授業の2／3以上の出席回数をもって学生の単位認定に係る試験の受験要件となる。
- 欠席届は、事務局で確認を受けた後、当該届の写を回付する等の方法により授業担当教員にその旨通知することとする。
- 授業担当教員は、「不利益の生じない欠席」とされた学生に対し、履修上不利とならないよう配慮するものとする。
- 「不利益の生じない欠席」期間中の試験の取扱いについては、届出及び必要書類等が提出されていれば、追試験を受けることができる。日程等は事務局で確認することとする。
- この取扱いの改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認により行う。

#### 付 記

- この取扱いは、2023（令和5）年4月1日から実施する。

#### 別 記

##### ●学外実習一覧

- |                |              |             |
|----------------|--------------|-------------|
| ・インターンシップ      | ・保育実習Ⅱ・Ⅲ     | ・成人看護学実習    |
| ・社会教育実習        | ・介護実習Ⅰ～Ⅳ     | ・老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ |
| ・給食管理実習Ⅱ（病院）   | ・基礎看護学実習Ⅰ    | ・小児看護学実習Ⅰ・Ⅱ |
| ・給食管理実習Ⅲ（福祉施設） | ・基礎看護学実習Ⅱ    | ・母性看護学実習Ⅰ・Ⅱ |
| ・教育実習          | ・地域・在宅看護論実習Ⅰ | ・精神看護学実習    |
| ・保育実習Ⅰ（保育所）    | ・地域・在宅看護論実習Ⅱ | ・総合実習       |
| ・保育実習Ⅰ（施設）     | ・地域・在宅看護論実習Ⅲ | ・地元創成看護学実習  |

## 4. 帯広大谷短期大学学期末試験に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）の学期末試験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (学期末試験の定義)

第2条 学期末試験（以下「試験」という。）とは、前期末・後期末に実施するものをいう。

2 試験は、原則として講義終了後実施する。

3 集中講義の科目については、原則として当該授業終了後に行う。

### (試験の種類)

第3条 試験は、本試験、再試験及び追試験があり、筆記、口頭又は実技及びレポートとする。

2 前項のうち、口頭、実技及びレポートの実施要領は、担当教員の指示による。

### (試験時間)

第4条 筆記による試験時間は、原則として1科目あたり60分とする。

2 遅刻者の入室は、いかなる理由があっても試験開始後20分までとする。

3 試験場では、試験開始後30分を経過するまでは退出してはならない。なお、退出には監督者の許可を得なければならない。

### (受験資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合、試験の受験資格は認められない。

(1) 当該科目の履修登録をしていない者。

(2) 所定の学費が未納の者。ただし、学費等納入延期願をもって納入を猶予されている者を除く。

(3) 受験すべき当該科目における出席回数が各学期の授業回数の2/3に達しない者。

(4) 学生証を所持していない者。

2 前項第3号における受験資格の有無は、当該科目担当教員が認定する。

### (再試験)

第6条 本試験の結果、評点が合格に達しない場合、再試験を行うことがある。なお、再試験を受験できる者は担当教員から再試験の受験を許可された者に限る。

2 再試験を許可された者は、再試験受験日までに受験許可願の手続きと所定の手数料を納入しなければならない。

3 再試験に合格した者の成績評価は、Cとする。

### (追試験)

第7条 次の各号のいずれかに該当し、事前に欠席届を提出、又は欠席の連絡がなされた上で試験を受けることができなかった者に対して、1回を限度として追試験を行うことがある。

(1) 親族（三親等以内）の死亡による忌引

(2) 学校保健法施行規則に規定する感染症に罹患したとき

(3) 自然災害や公共交通機関不通のとき

(4) 大学が認めた学外実習（事前訪問を含む）

(5) 課外活動において全国大会以上の大会に出場するとき

(6) 就職または進学のための受験

(7) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合

(8) その他、正当な理由として学長が認めた事項

(9) 病気（上記（2）を除く）もしくは負傷

2 追試験を許可された者は、追試験受験日までに受験許可願の手続きと所定の手数料を納入しなければならない。

3 追試験に合格した者の成績評価は、SからCの範囲とする。

### (試験監督)

第8条 試験監督は、原則として2名で行うものとする。

### (試験監督の手順)

第9条 試験の監督を行う者は、原則として次の各号の手順に従うものとする。

(1) 学生証を忘れた場合は、仮学生証の交付を受けるように指示をする。また再試験又は追試験については、受験許可書の確認を行う。

(2) 不正行為、担当教員の指示事項及び試験実施上の注意事項について確認する。

(3) 試験室で試験問題と答案用紙を学生に配付する。

(4) 学生証により本人確認を行う。

(5) 試験開始後、20分が経過した時点で欠席者を確認する。

(6) 試験開始後、30分が経過した時点で退出許可をする。

(7) 60分が経過し試験が終了したら、学籍番号順に回収する。

### (不正行為の種類及び取扱)

第10条 試験における不正行為の種類及び不正行為の取扱いは、帯広大谷短期大学試験における不正行為に関する取扱いに基づいて行う。

### (別室受験)

第11条 疾病や身体的理由により受験が困難な場合は、別室受験願を教務係に提出した者に対して、試験日同日同時間に限り別室受験を行うことがある。

2 原則、試験実施日1週間前までに別室受験願の手続きを行う。

### (改廃手続)

第12条 この規程の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認により行う。

### 附 則

1 この規程は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

1 この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。

## 5 帯広大谷短期大学試験における不正行為に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、帯広大谷短期大学の試験に関する規程第10条に基づき、不正行為を防止することを目的に必要事項を定める。

### (不正行為の種類)

第2条 この取扱いにおいて試験とは、正規に事務局教務係に届出て行われる学期末試験(本試験、再試験、追試験)をいい、集中講義試験を含む。

2 この取扱いにおける不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 答案の見せ合い
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパーの所持および使用
- (4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書等の使用
- (5) 携帯電話、パソコン、電子辞書、その他情報通信機器の使用
- (6) 所持品や机上等への事前の書き込みと使用
- (7) 話し合い、覗き見
- (8) 替え玉受験
- (9) 答案や出席表への偽名記入、または故意による答案無記名
- (10) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- (11) その他、公正な試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

### (不正行為の取扱い)

第3条 試験実施中に不正行為があった場合は、試験監督者は次の各号の手順に従い対応するものとする。

- (1) 不正行為が疑われる学生を、試験室内の他の学生に支障のない場所に移動させ事実確認を行う。
  - (2) 前号の確認により学生が不正行為を認めた場合は、直ちに当該学生を試験室から退出させる。なお物的証拠がある場合は、当該証拠を回収したうえで退出させるものとする。
  - (3) 第1号の確認にもかかわらず学生が不正行為を認めない場合又は物的証拠が不明な場合は、当該学生に適宜注意を与え試験を続行させるものとする。この場合においては、当該試験終了後に、当該学生の担任と試験監督が同席のうえ、再度事実確認を行うものとする。
  - (4) 第2号に該当する場合又は前号の確認により不正行為が認められた場合は、教務係は該当学生に「報告書(様式1)」を、試験監督者に「報告書(様式2)」の作成を求める。
  - (5) 当該学生の担任と学科長は、学生及び試験監督者の意見聴取を行う。
  - (6) 学科長は当該不正行為について、教授会に報告するものとする。
  - (7) 教授会は、前号の報告を受けたときは、不正行為の認定を行う。
- 2 不正行為と認定された場合は、当該学期の全科目の単位を認定しないものとする。

### (事 務)

第4条 不正行為に関する事務は、事務局教務課において処理する。

### (雑 則)

第5条 この規程に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、学長の承認を必要とする。

### 附 則

1 この取扱いは、2015(平成27)年4月1日から施行する。

## 6 帯広大谷短期大学学位規程

### (目 的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び帯広大谷短期大学学則（以下「学則」という。）第 34 条の規定に基づき、帯広大谷短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

### (付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

|        |                        |                                      |
|--------|------------------------|--------------------------------------|
| 地域共生学科 | キャリアデザインコース<br>食と栄養コース | 短期大学士（キャリアデザイン学）の学位<br>短期大学士（栄養学）の学位 |
| 社会福祉科  |                        | 短期大学士（社会福祉学）の学位                      |
| 看護学科   |                        | 短期大学士（看護学）の学位                        |

### (学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第 34 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

### (学位の授与)

第4条 学長は、前条に基づき、学位を授与し、卒業証書・学位記を交付するものとする。

### (学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「帯広大谷短期大学」と付記するものとする。

### (学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会及び短期大学運営会議の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときには、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

### (規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、短期大学運営会議の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

1 この規程は、2023（令和 5）年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、2023（令和 5）年度の入学生から適用し、改正前の地域教養学科と生活科学科は従前の規程とする。

## 7 帯広大谷短期大学学生会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は帯広大谷短期大学学生会と称する。

第2条 本会の目的は学生の自治活動により学生生活全般の発展、向上を図ることにある。

第3条 学生は入学と同時に本会の会員となる。

第4条 本会は次の4機関よりなる。

1. 学生大会
2. 代議委員会
3. 執行委員会
4. 司則委員会

この他に、大学祭実行委員会を外局として置くものとする。

第5条 本会の所定の役員の選挙規定細則は別にこれを定める。

### 第2章 学生大会

第6条 本会の最高議決権は学生大会にある。

第7条 学生大会においては、次の事項を決定する。

1. 予算審議並びに決算報告
2. 代議委員会で必要と認めた事項
3. 学生大会議長団設置
4. 会則、その他

第8条 定例の学生大会は年4回開く（方針案、総括案）。ただし、代議委員会または会員の4分の1以上の連署をもって要求ある時は、議長は臨時に学生大会を召集しなければならない。

第9条 学生大会の定足数は2分の1とし、決議は3分の2とする。ただし、委任状は認めない。

学生大会で同一課題につき2度流会した場合、代議委員会は、これを代行することができる。

### 第3章 代議委員会

第10条 代議委員会は、学生大会に次ぐ議決機関および各クラスの連絡機関である。

代議委員会で審議決定すべきことは

1. 執行委員会の提出議題
2. その他（細則）

第11条 代議委員会は原則として毎月1回開くものとする。ただし、必要に応じて臨時代議委員会を開くことができる。

第12条 代議委員会の定足数は3分の2とし、決議は過半数とする。

第13条 代議委員会の中から代議委員長1名、代議副委員長1名を互選により選出する。

### 第4章 執行委員会

第14条 本会の執行権は執行委員会にある。

第15条 執行委員会は、次の機関を置くものとする。

総務 本会の一般事務、予算編成、各部門の調整記録および同好会、サークルの登録を行う。

会計委員会 本会および本会主催の各行事の会計面の運営に当たるものとする。

文化委員会 本会および本会主催の各行事の文化面の運営に当たるものとする。

厚生委員会 本会および本会主催の各行事の厚生面の運営に当たるものとする。

体育委員会 本会および本会主催の各行事の体育面の運営に当たるものとする。

書記 本会の一般記録に当たるものとする。

総務は執行会長および執行副会長が総括し、全執行委員をもってこれに当たるものとする。

各委員会は当該執行委員および各クラス委員をもって組織し、その代表は執行委員が当たるものとする。執行委員は

必要に応じて各委員会を召集するものとする。

第16条 執行委員会は次の場合に、ただちに総辞職をしなければならない。

1. 学生大会で不信任された場合
2. 執行委員会の欠けた場合

第17条 執行委員会は原則として毎月1回開くものとする。ただし、必要に応じて臨時執行委員会を開くことができる。

### 第5章 司則委員会

第18条 本会の司則権は司則委員会にある。

第19条 司則委員会は、司則に関する次の事項を行なうものとする。

1. 会則について会員の質問に応ずる。
2. 会員の名誉を保全する。

3. 選挙管理
4. 会計監査
5. その他

第20条 司則委員会の辞職は、辞職届を代議委員会に出し、承認を得なければならない。

第21条 司則委員会は、学生大会で不信任された場合、ただちに辞職しなければならない。

第22条 司則委員会の中から司則委員長1名、司則副委員長1名を互選により選出する。

## 第6章 役員

第23条 本会は次の役員を置く。

### 1. 執行委員

会長 1名      副会長 2名      書記 1名      会計 2名      文化 1名      厚生 1名  
 大学祭実行委員長 1名      大学祭副実行委員長 1名  
 体育祭実行委員長 1名      体育祭副実行委員長 1名

### 2. 代議委員 (20名) [学生数によって増減]

### 3. 司則委員 (20名) [学生数によって増減]

### 4. クラス委員

会計委員 20名   文化委員 20名   体育委員 20名   厚生委員 20名  
 大学祭実行委員 20名 [学生数によって増減]

第24条 役員の任期および機関

1. 代議委員は、クラスを代表し、学内一般事項、その他必要な連絡事項を行なう。

2. 執行会長は、執行委員会を代表し、これを総括する。

3. 執行委員の任期は1年間とし、4月より翌年3月までとする。公選年度の第4回定例学生大会後5日以内に引き継ぐものとする。

4. 代議委員、司則委員およびクラス委員の任期は1年間とし、4月より翌年3月までとする。

第25条 役員の選出

1. 役員は会員中から選出される。

2. 執行委員は選挙規定細則に基づき選出される。

3. 代議委員、司則委員およびクラス委員は、各クラスより2名選出される。  
 [学生数によって増減]

4. 本会に属する役員は他の役員を兼務することができない。

第26条 任期中の役員が辞職した場合、改選または補充された役員は、前任期の残りを継承する。

ただし、旧役員は新役員の選出されるまで本会の運営に関するすべてを遂行しなければならない。

## 第7章 大学祭実行委員会

第27条 大学祭実行委員会は会員の支持により、会員、教職員、卒業生相互の交流を計り、達成を期するためにある。

第28条 大学祭実行委員会は当該執行委員および各クラス委員をもって組織する。

ただし、実行委員会は他の役員を兼任することはできない。

第29条 実行委員長は、学生大会で不信任された場合は、ただちに辞職しなければならない。なお、実行委員長は新実行委員長が選出されるまで職務を遂行しなければならない。

第30条 大学祭実行委員会は原則として毎月1回開くものとする。ただし、必要に応じて臨時大学祭実行委員会を開くことができる。

## 第8章 同好会、サークル規約

第31条 本会は課外活動について下記の機関をおく。

文化部門 学問文化向上、会員の教養を深めるために活動する。

体育部門 会員の体位向上、スポーツ推奨のために活動する。

第32条 同好会を作るためには、次の条件を満たさなければならない。

1. 3名以上の同好会員を必要とする。

2. 教職員より顧問を1名必要とする。

3. 学生会執行委員会及び学生支援委員会の承認を得なければならない。

4. 同好会が設立された時は、学生支援委員会委員長は、教授会に報告しなければならない。

第33条 同好会のサークル昇格は、次の条件を満たさなければならない。

1. 前条の同好会条件を満たし、かつ、同好会活動が3か月以上のものとする。

2. 学生会執行委員会・代議委員会及び学生支援委員会の承認を得なければならない。

但し、代議委員会については委任状を認めるものとする。

3. 同好会がサークル昇格となった時は、学生支援委員会委員長は、教授会に報告をしなければならない。

第34条 サークル会員の中から1名選出されたサークルの代表者は、サークル運営の責任及びサークル代表者会議への出席の責任を持つ。

第 35 条 休部及び廃部について、次の条件とする。

1. サークル会員が 0 名になった時は、休部とする。
2. 休部期間が 3 年間続いた時は、廃部とする。

第 36 条 サークルの復活について、次の条件を満たさなければならない。

1. 休部の期間内に、3 名以上のサークル会員を必要とする。
2. 教職員より顧問を 1 名必要とする。
3. 学生会執行委員会・代議委員会及び学生支援委員会の承認を得なければならない。  
但し、代議委員会については委任状を認めるものとする。
4. 休部サークルが復活をする時は、学生支援委員会委員長は、教授会に報告をしなければならない。

## 第 9 章 改 正

第 37 条 本会運営の経費は、会員中より徴収した会費およびその他の収入によるものとする。会費の決定は大会で行なうものとする。

第 38 条 本会の運営に関して、教職員より 1 顧問を依頼し得るものとする。

第 39 条 本会は必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第 40 条 本会則に示されていない細部については別にこれを定める。

## 第 10 章 会 費

第 41 条 学生会入会金は 1 人 700 円とする。

第 42 条 学生会費は年間 2,400 円とし、毎月 200 円の分納も認める。

## 附 則

- 1 本会則は昭和 35 年 10 月 5 日から効力を発する。
- 2 本会則は昭和 45 年 11 月 18 日から効力を発する。
- 3 本会則は昭和 62 年 4 月 1 日から効力を発する。
- 4 本会則は平成 1 年 4 月 1 日から効力を発する。
- 5 本会則は平成 8 年 4 月 1 日から効力を発する。
- 6 本会則は平成 26 年 4 月 1 日から効力を発する。
- 7 本会則は平成 30 年 4 月 1 日から効力を発する。

## 選挙規定細則

### 第1章 執行委員選挙

第1条 執行委員の選挙は、司則委員が行ない、選挙日の期日は原則として14日前に公示しなければならない。

第2条 選挙の定足数は3分の2とする。

第3条 選挙は投票によって行われる。

第4条 投票用紙は司則委員会の定める用紙を用い、単記無記名投票により行われる。

第5条 投票管理は司則委員会がこれにあたる。

第6条 立候補者が1名の場合は信任不信任によって決定する。信任は過半数とする。

当選者が定員に満たない場合は、2週間以内に補欠選挙を行うものとする。

第7条 開票は、投票の直後に行ない、投票の判定は司則委員が行なう。

第8条 次に掲げる投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いないもの。
2. 選挙人の自筆でないもの。
3. 被選挙権の無い者の氏名を記したもの。
4. 必要外の事項を記載したもの。

第9条 有効投票の多数を得たものを当選者とする。

第10条 投票数が同数であるため、当選者を決し得ない場合は、同点者に対し決選投票を行なう。

第11条 選挙人の過半数が選挙に不正があることを確認した場合は、その選挙を無効として再選挙を行なう。

第12条 役員選挙は11月に、それぞれ候補者を出し、学生大会において立候補演説を行なう。

第13条 執行委員の被選挙権は11月現在半年在籍者にある。

第14条 立候補者は、責任者連記の上、司則委員会が定めるところの用紙に基づき、立候補者の届出をしなければならない。

第15条 立候補者を推薦する場合、立候補者とともに、推薦書を司則委員会に提出しなければならない。

なお、司則委員は、立候補者の推薦責任者となることはできない。